

令和3年9月17日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

医薬品等輸入手続質疑応答集（Q & A）について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長より各都道府県衛生主管部（局）長等に対し、標記の通知が発出されるとともに、日本医師会を通じ、本会に対しても周知方依頼がありました。

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）の輸入手続については、これまでに「医薬品等輸入手続質疑応答集（Q & A）について」（平成28年11月17日付け事務連絡）が厚生労働省から発出されており、業としての医薬品等の輸入手続やその際の提示すべき資料、また、業以外を目的とした医薬品等の輸入として、治験等のための医薬品を輸入する際の手続や考え方等が示されております。

本事務連絡は、Q & Aについて新たに令和3年9月10日版が発出されたことの周知を依頼するものです。今般の主な修正内容としては、医薬品等のいわゆる個人輸入について、Q 47・48・50・51が追加された他、記載整備するなどされています。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267